健

お知

座



11月は「ねんきん月間です」身近で大切な年金について考えましょう!

日本年金機構は、厚生労働省と協力して皆さんに公的年金を身近で大切なものとして考え、年金制度に 対する理解を深めていただくため、11月を「ねんきん月間」としています。

◆老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、国の運営により給付に必要な費用の2分の1を国が負担していて、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられなかったり、少なくなったりしてしまうこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金への加入届け出をして、保険料もきちんと納めましょう。

◆国民年金保険料の納付が困難なときは

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に 困難な場合には、本人の申請手続により納付が免除ま たは猶予される制度があります。

- ①自営業・農林業・無職などの方…「保険料申請免除制度」 本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場 合に保険料が全額または一部免除となります。
- ②30歳未満の方は…「若年者納付猶予制度」 本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保 険料の納付が猶予されます。
- ③学生の方は…「学生納付特例制度」 学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に在学中 の保険料の納付が猶予されます。

◆20歳になったらすべての人が加入します 国民年金の加入者は次の3つに分けられます

| 種別 | 加入者 | 加入の届け出 | 保険料の納付 |
|---------|-----------------|------------|------------------|
| 第1号被保険者 | 自営業・農林業・学生・無職の | ご自身で市役所の国民 | ご自身で納付月額14,980円 |
| | 方など | 年金担当窓口へ届け出 | (平成24年度) |
| 第2号被保険者 | 会社員・公務員など、厚生年金 | 勤務先が届け出 | 給料などから天引き |
| | や共済組合に加入している方 | | |
| 第3号被保険者 | 第 2号被保険者に扶養されてい | 配偶者の勤務先が届け | なし(配偶者の加入している年金制 |
| | る配偶者 | 出 | 度が負担) |

◆暮らしをサポート3つの基礎年金

| | 対 象 | 年金額(平成24年度) |
|--------|-----------------------------|----------------|
| 老齢基礎年金 | 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年 | 786,500円(満額) |
| | 以上ある方が65歳から受けられます。 | ※保険料を40年間納めた場合 |
| 障害基礎年金 | 国民年金加入中に初診のある病気やけがで国民年金法 | 1級983,100円 |
| | の1・2級の障がいにある間、支給されます。 | 2級786,500円 |
| 遺族基礎年金 | 国民年金加入中や老齢基礎年金を受けているか受けら | |
| | れる方が死亡したときに、その方に生計を維持されて | |
| | いた子のある妻、または子に支給されます。(子とは | 786,500円+子の加算 |
| | 18歳到達年度末までの子または 20歳未満の障がいのあ | |
| | る子をいいます) | |

- ※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日または死亡された日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(保険料納付要件)が必要です
- ※国民年金は賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みなどにより年金額が改定されるため減額となることもあります
- ■問合せ 佐野総合窓口課**☎**(20)3019·田沼総合窓口課**☎**(61)1124·葛生総合窓口課**☎**(86)4713

で

)すか?

4

ケタの暗

証番号を登録していただければ、

無料で交換します。

印鑑登録証を

新

(1

力

الخ

自

動

交付機用力

ド

に交換はお済み

講

座

し利 交付

民票が必要になったことはありませんか? そんな時に便利 なの が自動交付機です。

市役所が休みの日に急に印鑑登録証明書や住

葛生総合窓口 田 佐野総合窓口 問 沼総合窓口 合せ 課 課 (86)(61) 課 (20)4 7 3

1

4 6

13 2 1

自動交付機Q&

自動交付機でどんな証明書がとれるの? 世帯全員の住民票 個人の 住民票、 囙

利用してみたいけどどうすれば 11 11 の

鑑登録

証明書がとれます。

登録をお願いし 印鑑登録 証に数字4ケタの じます。 申請はご本人しか 暗 証 番号 0

暗証番号を登録するにはどうすれ ば 11 is

できません。

請書に記入していただければOKです。 またはパスポートをお持ちいただき、 申

佐野市役所東仮庁舎事務棟1階 の北側 さい。

の ? 総合窓口 課 囙 鑑 登 録 証と運転免許 証

自動交付機はどこにあるの? 登録

入口内にあります。

利用できる時間

午後5時15分です。 平 日 土日・祝日とも午前8時 30 分分

※水曜・金曜の窓口延長の

まで。 ません。 ただし1月1日~3日は また停電、 定期点検、 日は午後7時 故障など 利用でき

免許証やパスポー により利用できない場合もあります トがなくて保険証

ください。 印 鑑登録証と保険証と登録印をお持ち 申請後、 市

に照会文書が届きます。 ない人はどうすれば 証と保険証を持ってまたお越しくだ その際に暗証番号の登録をします。 いいの 役所から本人あて その文書と印鑑 か

「渡良瀬川上流圏域」の河川整備計画原案について 地域の皆さんからのご意見を伺います

河川整備の計画(案)に関し、地域の皆さんのご意見をお寄せください。

- ▶縦覧対象 一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域河川整備計画(変更原案)
- ▶縦覧場所 栃木県県土整備部河川課、栃木県安足土木事務所、佐野市役所道路河川課(田沼庁舎新館3階) 栃木県ホームページ(http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/index.htm)
- ▶縦覧期間 11月1日(木)~28日(水)の平日午前9時から午後5時まで ※ホームページは期間中、いつでもご覧になれます
- 11月1日(木)~28日(水)の間(必着)に、上記縦覧場所に備え付けの用紙「河川整備計 ▶意見書の提出 画変更原案に対する意見書 | を縦覧場所に 直接お出しいただくか、任意の用紙に住所・氏名を記載した うえで、郵便、ファックスまたは電子メールで、栃木県県土整備部河川課まで

〒320-8501(住所不要) 栃木県県土整備部河川課 FAX028(623)2441 kasen@pref.tochigi.lg.jp

■問合せ 同課器028(623)2446